

居宅介護支援事業所アトム運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 ケアプラン山梨が開設する居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営くことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「居宅サービス等」という。)を多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅サービス提供事業者、他の居宅介護支援事業所及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 居宅介護支援事業所 アトム

所在地 山梨県南アルプス市加賀美2892-3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理、居宅介護支援の利用者の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

2 介護支援専門員 1名以上(内、1名は管理者と兼任)

介護支援専門員は居宅介護サービスの計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日と12月27日から1月5日までと8月14日から8月16日までは除く。

2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

3 電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の実施地域は市川三郷町(旧六郷町除く)・富士川町(平林、十谷除く)・身延町・中央市・甲府市(上九一色除く)・昭和町・甲斐市(旧竜王のみ)・南アルプス市(旧芦安除く)とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。

2 課題分析

課題の把握について使用する課題分析の方式は、「厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式」とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上の留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次の掲げる場合に開催する。

(1) 新規に要支援認定又は要介護認定を受けた場合

(2) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合

(3) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

(4) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

(5) 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

(6) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

5 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付するものとする。

7 実施状況の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月1回程度居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、実施状況の把握の結果を記録する。テレビ電話等により情報を収集する場合は、第9条に準じて行い、少なくとも2か月に1回(介護予防支援は6か月に1回)は居宅を訪問し、実施状況等の把握及び適切なサービス提供の支援を行うこととする。

8 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は、第1項から第7項に規定する業務を行う事とする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 指定居宅介護支援の利用料等については、次のとおりとする。

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しないこととする。
- 2 実施地域を超えて指定居宅介護等に要した交通費は、超えた地点より片道1キロメートルごとに100円を徴収する。

(他機関との各種会議等)

第9条 他機関との各種会議等については、次のとおりとする。

- 1 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等を活用して実施する。
- 2 利用者等が参加して実施するものについて、テレビ電話等を活用して実施する場合は、利用者の同意を得た上で行うものとし、利用者の状態の安定、利用者がテレビ電話等を介して意思疎通ができることについて、主治医等その他関係者の同意が得られた上で行うものとする

(虐待の防止について)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針とマニュアルを整備し、委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施する。また、専任担当者を配置し、虐待発生を防止するための措置を適切に実施する。

(ハラスメントについて)

第 11 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、指針とマニュアルを整備し、委員会や研修を定期的に開催する等の必要な措置を講じる。

(感染症や災害への対応について)

第 12 条 感染症や災害に備え、従業者に対し研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備する。

(業務継続計画の策定等について)

第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画書を従業者に周知し、研修及び訓練を定期的に実施する。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(秘密保持について)

第 14 条 秘密保持・個人上保護については、次のとおりとする。

- 1 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容に記載する。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合はその家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくこととする。

(事故発生時の対応について)

第 15 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理の体制)

第 16 条 利用者に提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に関して国保連が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して

国保連から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(その他の運営についての留意事項)

- 1 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 介護支援専門員は、第1条から第16条のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社ケアプラン山梨と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

改定	平成 19年 10月 25日
改定	平成 20年 12月 1日
改定	平成 29年 6月 15日
改定	平成 29年 8月 1日
改定	令和 4年 3月 31日
改定	令和 5年 4月 1日
改定	令和 6年 4月 1日